

『西宮市一般廃棄物処理基本計画の一部見直し（素案）』に係る 意見提出手続（パブリックコメント）の実施について

このたび、『西宮市一般廃棄物処理基本計画の一部見直し（素案）』を取りまとめましたので、この素案に対する皆さんからの意見を募集します。

西宮市では、『西宮市一般廃棄物処理基本計画』を、平成31年3月31日に策定し、一般廃棄物の減量および資源化の取り組みを進めています。

令和4年度からは指定袋制度を新たに導入しましたが、令和8年度からは分別区分の見直しと合わせて社会的要請が高くなっている製品プラスチックの一括回収を実施するなど、新たな施策を実施する予定です。また、次期焼却施設の整備の方向性が大きく見直されました。

以上のことから、現時点におけるごみの減量および再資源化に関する施策の検討状況等を反映することを目的として、一般廃棄物処理基本計画の一部を見直します。

意見募集要領

1 意見募集期間

令和5年（2023年）8月10日（木曜日）

～ 令和5年（2023年）9月11日（月曜日） ※ 郵送の場合は消印有効

2 意見の提出方法

以下のいずれかの方法でご提出ください。（②・③は各コードから該当ページにアクセス可。）

①	書面	意見書（様式自由）に、氏名、住所、年齢、職業、連絡先（電話番号等）、その他必要事項を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出してください。 【郵送】〒662-0934 西宮市西宮浜3丁目8番 西宮市 環境局 環境事業部 美化企画課あて 【FAX】0798-35-5851 【窓口提出】環境事業部庁舎2階 美化企画課（郵送宛先に同じ） または西宮市役所本庁舎8階 美化企画課
②	LINE	市公式LINEのメニューから、→ [パブリックコメント] → [一般廃棄物処理基本計画] を選択し、案内に従って必要事項を入力の上送信してください。 ※ 市公式LINEアカウントの登録（[ホーム] → [友だち追加] → [QRコード] でコードを読み込み）が必要です。
③	インターネット	市ホームページ（ホームページ画面上部の検索ボックスにページ番号「23476521」を入力）又は右のコードから意見提出フォームにアクセスし、必要事項を入力の上送信してください。

※障害等の理由により、これらの方法による提出が難しい場合はお問い合わせください。

（裏面に続く）

3 意見提出ができる人（団体）

意見提出ができる人（団体）	意見書への記入必須事項
西宮市民	氏名、住所
市内在勤者・市内在学者	氏名、住所、勤務先(学校)の名称、勤務先(学校)の所在地
市内で活動している(事業を営んでいる)個人又は団体	【個人】氏名、住所、市内での活動(事業)内容及び場所 【団体】団体名、所在地、市内での活動(事業)内容及び場所

※「意見提出ができる人（団体）」のいずれにも該当しない方（団体）は意見を提出することができません。また、記入必須事項に記入漏れがある場合は、意見として取り入れることができませんのでご注意ください。

4 その他

- ・お寄せいただいた意見（要約した内容）は、氏名等の個人情報を除き、市の見解とともに後日公表します。ただし、素案と関係のない内容及び個人や団体への誹謗中傷など市が不適切と判断する内容については、その意見の全部又は一部を公表しない場合があります。
- ・電話での意見の受付や意見に対する個別の回答はできません。
- ・素案は、市のホームページでも閲覧していただくことができます。

問い合わせ先：西宮市 環境局 環境事業部 美化企画課 TEL 0798-35-8653
西宮市 環境局 環境施設部 施設整備課 TEL 0798-22-6601

